

伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例(案)に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例(案)」に対する意見を募集しました。

意見募集期間中、この案件に対する意見提出はありませんでした。

市民の皆さんには、引き続き教育行政の推進にご理解とご協力をお願いします。

意見募集の結果	意見提出はありません
---------	------------

意見募集の概要

意見募集の案件	伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例(案)
意見募集の内容	<p>伊達市では、いじめ防止対策推進法に基づき、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例」を制定します。</p> <p>この条例は、いじめの重大事態が発生し、教育委員会からその報告を受けた際の対処方法の検討や同種事態の発生防止のため、必要があると認めた場合に再調査を行う附属機関を設置するものです。</p> <p>この度、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例(案)」を作成しましたので、この条例(案)についての意見を市民の皆さんから募集します。</p> <p>多くの市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。</p> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例の制定について(概要版) (PDF: 107KB)◆ 伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例(案) (PDF: 144KB)
意見募集の期間	平成30年7月17日(火曜日)から8月15日(水曜日)(30日間)